

「未利用口座管理手数料規定」の改正について

当金庫では、預金口座の不正利用防止の観点から全ての普通預金及び貯蓄預金口座を未利用口座管理手数料の対象とし、「未利用口座管理手数料規定」を改正いたします。

改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいている口座に対しても適用されます。なお、同規定の施行日は令和4年10月1日とします。

「未利用口座管理手数料規定」新旧対照表

旧	新
「未利用口座管理手数料規定」 1. (本規定の適用) この規定は、 <u>令和3年4月1日以降に開設された</u> 、普通預金（無利息型普通預金含む）及び貯蓄預金取引に適用されます。	「未利用口座管理手数料規定」 1. (本規定の適用) この規定は、 <u>全ての</u> 普通預金（無利息型普通預金含む）及び貯蓄預金取引に適用されます。 <u>なお、令和3年3月31日以前に開設された普通預金（無利息型普通預金含む）及び貯蓄預金取引については令和4年10月1日を基準日として適用されます。</u>
2. ~ 6. (略)	2. ~ 6. (略)
以上	以上

「未利用口座管理手数料及び自動解約」の対象口座の拡大に係るお知らせ